

令和5年度
印西市一般廃棄物処理概要

印 西 市
環境経済部クリーン推進課

目 次

1. 印西市の概要

(1) 市勢	1
(2) 組織	2

2. 一般廃棄物処理概要

(1) クリーン推進課人員配置	3
(2) クリーン推進課事務分掌	3
(3) ごみ処理概要	4
(4) ごみ処理体系	4
(5) 家庭系ごみの分別基準	5
(6) 家庭系ごみの収集日	6
(7) し尿及び浄化槽汚泥の処理概要	7
(8) し尿処理体系	7

3. 一般廃棄物処理経緯

(1) 経緯	8～12
(2) 清掃事業費の推移	13
(3) 年度別ごみ排出量推移	14～18
(4) 年度別し尿排出量推移	19
(5) し尿浄化槽設置状況	20
(6) ごみ処理コスト推移	21
(7) し尿処理コスト推移	21

4. 可燃ごみの組成分析

(1) 家庭系可燃ごみ組成分析	22
(2) 印西クリーンセンター焼却炉ごみ質分析	22

5. 資源化事業

(1) 有価物集団回収奨励金事業	23
(2) 生ごみ減量化事業	24

6. 施設・許可業者

(1) ごみ処理施設	25
(2) ごみ収集運搬許可業者	26
(3) し尿処理施設	27
(4) し尿処理許可業者	27

7. その他

(1) クリーン印西推進運動	28
(2) ゴミゼロ運動	28
(3) 不法投棄防止事業	28
(4) 動物死骸収集	29
(5) 歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業	29

1. 印西市の概要

(1) 市 勢

本市は、千葉県北西部に位置し、三方を利根川・印旛沼・手賀沼に囲まれた自然に恵まれた土地です。

古くから、平坦で肥沃な土地と恵まれた水利を利用し穀倉地帯として、農業を中心に発展してきました。

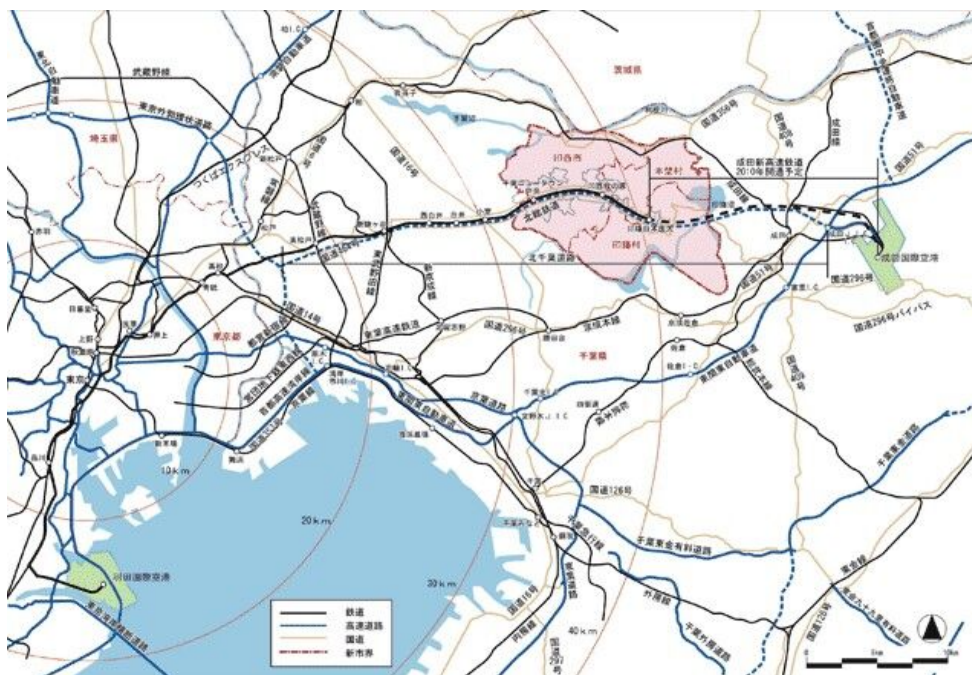
昭和29年12月1日、町村合併促進法により印旛郡内の2町2村（木下町、大森町、船穂村及び永治村の一部）が合併し、印西町としてスタートしました。その後、昭和42年12月に新住宅市街地開発事業の都市計画決定を受け、千葉ニュータウン開発事業が展開され、この進歩と都市化の影響と相まって、平成4年に人口5万人を突破、農村地帯から住宅都市へ、そして平成8年4月1日に市制施行され「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」ことができる多機能自立都市へと変貌を遂げました。

現在本市では、すべての市民が、自然との関わりを大切にしながら、安全で安心して暮らせる未来を創造するため、人と自然が笑顔でつながるまちづくりを目標にしています。

また平成22年3月23日、市町村の合併の特例等に関する法律により隣接する印旛村、本埜村と合併し、新印西市として生まれ変わりました。

- 位 置：東経140度09分 北緯35度50分
- 面 積：123.79km²
- 人 口：110,208人（令和5年3月末現在）
- 市の花：コスモス（平成22年9月11日指定）
- 市の木：サクラ（平成22年9月11日指定）
- 市の鳥：メジロ（平成22年9月11日指定）
- 市の魚：ナマズ（平成22年9月11日指定）

印西市位置図



令和5年4月1日



2. 一般廃棄物の処理概要

(1) クリーン推進課人員配置

(令和6年3月31日現在)

班	職名	課長	主幹	副主幹	係長	主査	主査補	主任主事	主事	主任技術作業員	再任用	合計
		1			3	4	2	2		2	1	15
推進係					(1)	(2)	(1)	(2)		(1 ※ 1)		(7)
不法投棄対策係					(1)	(1)	(1)			(1)	(1)	(5)
次期中間処理施設対策室					(1 ※ 1)	(1 ※ 1)						(2)

() は内訳 ※の右は兼務人数

(2) クリーン推進課事務分掌

推進係

- ①廃棄物減量等推進審議会に關すること。
- ②ごみの減量化及び資源化に關すること。
- ③一般廃棄物処理業等の許可及び指導監督に關すること。
- ④都市廃棄物空気輸送施設に關すること。
- ⑤印西地区環境整備事業組合及び印西地区衛生組合に關すること。
- ⑥課の庶務に關すること。

不法投棄対策係

- ①清掃事業及び美化運動の企画、調査及び調整に關すること。
- ②廃棄物の不法投棄に關すること。
- ③歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の推進事業に關すること。
- ④その他ごみに關すること。

次期中間処理施設対策室

- ①印西クリーンセンター次期中間処理施設等に關すること。

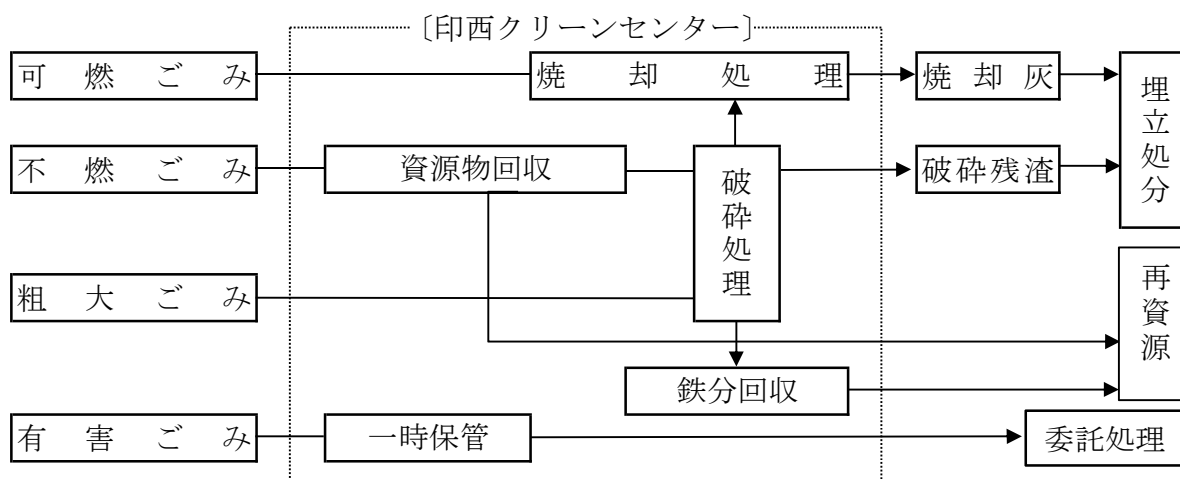
(3) ごみ処理概要

市内の家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、印西地区環境整備事業組合が運営する印西クリーンセンターにおいて中間処理し、処理後の焼却灰や不燃残渣は、一部資源化するものを除き、印西地区一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分を行っています。有害ごみについては、印西クリーンセンターにおいて一時保管後、委託処理を行っています。

また、資源物については、印西地区環境整備事業組合において、民間業者へ委託及び売却しています。

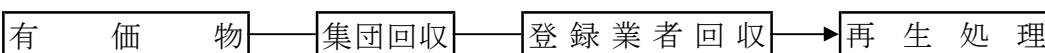
なお、事業活動によって生じた一般廃棄物は、印西クリーンセンター及び民間業者に搬入された後、処理されています。

(4) ごみ処理体系



資 源 物

ビン類	→ 民間業者にて中間処理	→ 民間業者にて再生処理
カン類	→ 民間業者にて中間処理	→ 民間業者へ売却
紙類	→ 民間業者へ売却	
布類	→ 民間業者へ売却	
ペットボトル	→ 民間業者にて中間処理	→ 容器包装リサイクル協会を通じ、再生処理
プラスチック製容器包装	→ 民間業者にて中間処理	→ 容器包装リサイクル協会を通じ、再生処理
廃食油	→ 民間業者へ売却	



(5) 家庭系ごみの分別基準

	燃やすごみ	燃やさないごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物
品目	台所ごみ (料理くず等の厨芥類など) 木くず (板切れ・竹・庭木・小枝・枯木など) プラスチック類 (カセット・ビデオテープ・CD・おもちゃなど) 皮革類 (カバン・ランドセル・ベルトなど) 紙くず類 (ちり紙・ラミネート加工紙など資源物以外) その他 (ぬいぐるみ・クッション・座布団など)	ガラス類 (板ガラス・コップや割れたものなど) 陶磁器類 (茶碗・皿・植木鉢など) 金属類 (油缶・なべ・フライパン・やかん・刃物など) その他 (針金・電気コード・使い捨てライター・電子体温計・傘・枝きりばさみ・空気入れ・給油ポンプ(電動式)・バットなど)	乾電池 (充電式電池・ボタン型電池を除く、なお、回収ボックスに入らないコイン型電池は通常の乾電池扱い) 温度計類 蛍光管 水銀入り体温計	家具類 (机・椅子・タンス・ベッド・じゅうたんなど) 家庭用電化製品 (掃除機・電子レンジ・ストーブ・扇風機・ステレオ・ガスレンジ・炊飯器・ポット・ラジカセ・トースターなど) 寝具類 (布団・毛布など) その他 (自転車・スキー板・木材(長さ1.8m以内など)) 注:指定袋に入らない大きさの燃やすごみ・燃やさないごみも粗大ごみとなります	ビン類 (ジュース・酒・ビール・化粧品のビンなど) カン類 (缶ビール・缶ジュース・缶詰など) 紙類 (新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックなど) 布類 (古着・シャツなど) ペットボトル (飲料・酒・しょうゆボトルなど) プラスチック製容器包装 (食品トレイ・卵パック・洗剤ボトル・外袋・ラップ発砲スチロール箱など) スプレー缶・カセット式ガスボンベ 廃食油 小型家電 (ドライヤー・ひげ剃りなど)
出し方	- 指定袋へ入れる。厨芥類は水分を取り除く。 - 雑草、庭木の枝は太さ3cm程度、長さ45cm以内にします。	- 指定袋へ入れる。 - 鋭利なものは、紙等で包み「危険」と表示をする。	- 透明袋に入れる。 - 蛍光管は買い替える時の箱へ入れる。	- 粗大ごみ収集事務所に電話申込制。 - 大きさは180cm×90cm×90cm以内 - 木材類は直径10cm以内	- ビン類、カン類、ペットボトルは専用袋へ中をすずいでお入れる。 - 紙類はひもで十字に縛る。 - 布類はビニール袋へ入れる。 - プラ容器は指定袋へ入れる。 - 廃食油・小型家電製品は拠点回収 廃食油(15か所) 小型家電(17か所)

収集できないごみ

(1) 事業活動等によって生じた産業廃棄物(木屑、紙屑、繊維屑を除く)

①廃プラスチック類(発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等) ②金属くず(業務用金属カン、金属製品具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用物等) ③ガラス及び陶磁器くず(業務用ビン、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用物、瓦、土器・陶器、磁器くず) ④がれき類(石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材) ⑤ゴムくず ⑥汚泥 ⑦燃え殻 ⑧廃油 ⑨廃酸 ⑩廃アルカリ ⑪鋳さい ⑫ばいじん ⑬家畜のふん尿 ⑭家畜の死骸 ⑮動植物性残渣 ⑯動物系固形不要物 ⑰産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの

(2) 廃棄物関係法令等により指定されているもの

①冷蔵庫(冷凍庫) ②テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式) ③洗濯機 ④エアコン(室外機含) ⑤パソコン(ノート型 デスクトップ型、ブラウン管式、液晶式ディスプレイ) ⑥衣類乾燥機 ⑦スプリング入りマットレス ⑧タイヤ ⑨注射器 ⑩小型二次電池(充電して繰返し使える電池) ⑪オートバイ等
※ ①から⑥までの電化製品は分解したものを含む
※ ⑪オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる

(3) 爆発及び発火の恐れがあるもの

①発炎筒 ②火薬類 ③導火線・花火・マッチ(水に十分浸してないもの) ④石油類 ⑤薬品(農業、科学、医療用等) ⑥シンナー ⑦塗料等

(4) 破砕機で処理できないもの

①太陽熱温水器 ②受水槽 ③浴槽 ④大型流し台 ⑤大型機械製品 ⑥自動車部品 ⑦耐火金庫 ⑧ワイヤー類 ⑨ブロック ⑩レンガ ⑪消火器 ⑫ガスボンベ ⑬バッテリー ⑭スプリング類

(6) 家庭系ごみの収集日

町内会等名(地区名)	燃やすごみ	燃やさないごみ		有害ごみ		資源物
	毎週	毎月第1・第3	毎月第2・第4	毎月第1・第3	毎月第2・第4	毎週
大森・西荳原・七畝割・六軒・中の口・発作上・発作下・亀成	月・木		火		火	金
西の原・東の原・牧の原・牧の台・原(千葉ニュータウン)	月・木		水		水	火
木下(上町・下町・幸町)・木下東・竹袋・木下南	月・木		金		金	水
宗甫・石道台・七軒屋・内川・寺台・仲の側・柏木台・原(草深)・結縁寺・松崎	火・金		金		金	水
鹿黒・鹿黒南・泉・草上・多々羅田・船尾・戸神・戸神台・武西・武西学園台・中央南・中央北・内野・原山・高花	火・金		水		水	月
古新田	火・金		木		木	月
別所・鳴沢	火・金		木		木	水
本郷・宮内・白幡・浦部・浦幡新田・小倉・和泉・木刈・牧の木戸・大塚・小倉台・高西新田	水・土		月		月	木
平岡・馬場・小林牧場・小林台方・小林新田・砂田・小林北・小林浅間・小林大門下	水・土		木		木	火
岩戸・大廻・鎌苅・瀬戸・造谷・つくりや台・萩原・平賀・平賀学園台・舞姫・松虫・美瀬・師戸・山田吉高・吉田・若萩	月・木	火		火		水
安食ト杭・和泉屋・押付・笠神・川向・行徳・荒野・酒直ト杭・桜野・佐野屋・下井・下曾根・将監・甚兵衛・滝・滝野・立埜原・角田・中・中田切・中根・長門屋・萩埜・松木・みどり台・本埜小林・物木・竜腹寺・レーベンブラッツ印西牧の原ブランクラス	火・金	水		水		月

粗大ごみ収集日

地 区 名	収集日
浦部・小倉・和泉・白幡・浦幡新田・高西新田・浦部村新田・木刈・大塚・小倉台・牧の木戸	火
船尾・武西・戸神・戸神台・結縁寺・多々羅田・松崎・草深・泉・高花・小林・小林北・小林浅間・小林大門下・武西学園台・中央南・中央北	水
内野・原山・安食ト杭・和泉屋・押付・笠神・川向・行徳・荒野・酒直ト杭・桜野・佐野屋・下井・下曾根・将監・甚兵衛・滝・滝野・立埜原・角田・中・中田切・中根・長門屋・萩埜・松木・みどり台・本埜小林・物木・竜腹寺	木
木下・木下南・木下東・竹袋・平岡・別所・宗甫・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋・浅間前・西の原・原・東の原・牧の原・牧の台・岩戸・大廻・鎌苅・瀬戸・造谷・つくりや台・萩原・平賀・平賀学園台・舞姫・松虫・美瀬・師戸・山田・吉高・吉田・若萩	金

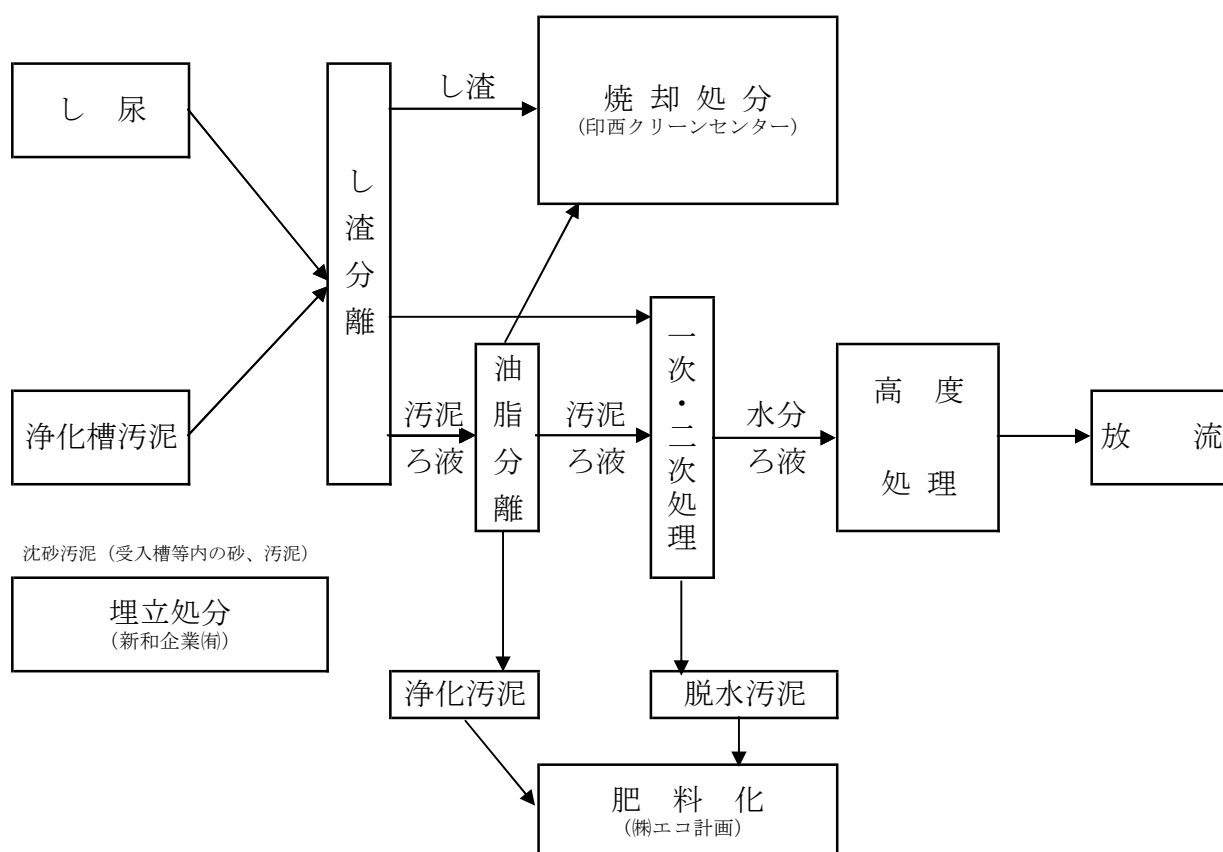
（７）し尿及び浄化槽汚泥の処理概要

市内の家庭及び事業所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、市の許可を受けた業者が収集し、印西地区衛生組合が運営する衛生センターへ搬入しています。

衛生センターでは、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を高負荷脱窒素処理方式（限外ろ過膜法）で適正処理を行っています。

なお、処理後における汚泥は、民間業者へ委託し、堆肥化及び埋め立てされています。

（８）し尿処理体系



3. 一般廃棄物の処理経緯

(1) 経緯

昭和29年(1954年)	7月	・清掃法(昭和29年法律第72号)が施行
昭和38年(1963年)	1月	・清掃法の規定による特別清掃区域の指定を受ける。
昭和39年(1964年)	3月	・町営塵芥焼却場が完成:4t/日/8h(竹袋地先) *所管課は住民課
昭和46年(1971年)	9月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)が施行
昭和47年(1972年)	4月	・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を施行 *所管課が保健衛生課に変更
昭和51年(1976年)	3月	・印西地区環境整備事業組合の設立(処理事務:塵芥処理)
昭和54年(1979年)	3月	・白井清掃センターが業務開始(印西地区環境整備事業組合)
昭和56年(1981年)	8月	・空き缶プレス場を設置(大森地先)
昭和57年(1982年)	4月	・ごみ袋を指定(4種分別)、有料化(1枚20円)
	5月	・第1回ゴミゼロ運動の実施(1都9県)
	10月	・可燃ごみ収集運搬委託を開始(2業者)
	12月	・町営塵芥焼却場の煙突解体
昭和59年(1984年)	7月	・有害ごみ(電池・蛍光管・体温計)の分別収集開始
昭和61年(1986年)	4月	・ごみ袋指定を廃止、分別を2種類に変更 ・印西クリーンセンター業務開始、事業系一般廃棄物処理手数料10円/kg、60年12月から白井清掃センターを予備炉とする。(印西地区環境整備事業組合)
	10月	・不用品情報コーナーの設置
昭和62年(1987年)	4月	・町営塵芥焼却場を廃止
平成元年(1989年)	4月	・有価物集団回収奨励金制度を施行 *団体への奨励金4円/kgを交付 【P23参照】
	5月	・空き缶プレス場を解体
平成3年(1991年)	4月	・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度の施行 *補助率1/2、補助上限額3,000円 【P24参照】
		・有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を5円/kg、回収業者への奨励金を1円/kgとする。 【P23参照】
	10月	・不燃ごみ収集運搬委託を開始(2業者)
		・再生資源利用促進法(平成3年法律第48号)が施行
	11月	・第1回印西町ごみ博覧会を開催
平成4年(1992年)	4月	・課名を環境保全課に変更 ・資源物収集を開始(全町内)収集運搬委託業者1社 ・資源物収集報奨金交付制度を施行 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を2円/kgとする。 【P23参照】

平成 5 年 (1993年)	3 月	・印西地区ごみ処理基本計画を策定 (印西地区環境整備事業組合)
	4 月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を7円/kg、 回収業者への奨励金を3円/kgとする。 【P23参照】
平成 6 年 (1994年)	1 1 月	・環境基本法 (平成5年法律第91号) が施行
	7 月	・クリーン印西推進運動を実施し、毎月第1月曜日をクリーン印西推進デーとする。 【P28参照】
平成 7 年 (1995年)	4 月	・課名を生活環境課に変更 ・粗大ごみ収集運搬委託を開始 (1業者)
平成 8 年 (1996年)	4 月	・印西市市制施行 ・印西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を廃止し、印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行する。 ・印西市廃棄物減量等推進審議会を設置する。 ・印西市都市廃棄物空気輸送施設収集要綱を施行し、都市廃棄物空気輸送事業を開始 (都心東地区業務系) ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を5円/kgとする。 【P23参照】
平成 9 年 (1997年)	4 月	・生ごみ堆肥化容器購入設置補助金制度を改正 *コンポスト以外の容器 (EM容器) も補助金対象とした。 ・組織を部課制とし、市民経済部生活環境課となる。 ・容器包装リサイクル法 (平成7年法律第112号) 施行に伴い資源物収集にペットボトルと飲料用紙パックを追加
平成10年 (1998年)	4 月	・印西市ごみ博覧会を実行委員会形式に改める。 ・印西市生ごみ堆肥化処理容器購入補助金交付要綱を廃止し印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を施行する。 *生ごみ減量化機器も補助金対象とした。
	6 月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が10円/kgから15円/kg (税別) になる。 (印西地区環境整備事業組合)
平成11年 (1999年)	9 月	・都市廃棄物空気輸送施設、住宅系の供用開始
	6 月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が15円/kgから20円/kg (税別) になる。 (印西地区環境整備事業組合) ・「一般廃棄物最終処分場」の供用開始 (印西地区環境整備事業組合)
平成12年 (2000年)	3 月	・印西地区ごみ処理基本計画を改訂 (印西地区環境整備事業組合)
	4 月	・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 *生ごみ減量化機器の補助上限額を25,000円から30,000円とする。【P24参照】
	6 月	・印西市ごみ博覧会実行委員会をいんざい環境フェスタ実行委員会に改める。 ・循環型社会形成推進基本法 (平成12年法律第110号) が施行

平成13年（2001年）	4月	・資源有効利用促進法が施行（再生資源利用促進法を一部改正） ・家電リサイクル法（平成10年法律第97号）の施行により対象品目であるテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の粗大ごみ収集を廃止
	5月	・食品リサイクル法（平成12年法律第116号）が施行
	10月	・資源物収集にプラスチック製容器包装ごみを追加
平成14年（2002年）	1月	・印西市ごみ減量計画の策定
	4月	・印西市指定ごみ袋制度を施行 *燃やせるごみ用、燃やせないごみ用、プラスチック製容器包装ごみ用
	5月	・建設リサイクル法（平成12年法律第104号）が施行
	8月	・リサイクル情報広場取扱要領を策定し不用品交換を開始
平成15年（2003年）	3月	・資源物収集報奨金交付制度を廃止
	4月	・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の改正 *補助率2/3、補助上限金額を30,000円から40,000円とする。【P24参照】
	10月	・資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクルの開始
平成16年（2004年）	4月	・家電リサイクル法対象品目に電気冷凍庫が追加される。 ・資源物収集による紙類、布類の売却開始
	10月	・オートバイメーカーによる二輪車リサイクルシステム開始に伴い原付バイクの粗大ごみ収集を廃止
	11月	・「ノーレジ袋デー」（毎月5日）の制定、実施 ・廃食油拠点回収開始（7箇所）
平成17年（2005年）	2月	・自動車リサイクル法（平成14年法律第87号）が施行
	3月	・印西地区ごみ処理基本計画の改訂（印西地区環境整備事業組合）
平成18年（2006年）	1月	・廃食油拠点回収場所の拡大（7箇所から8箇所へ）
	11月	・市制施行10周年記念ゴミゼロ運動の実施
平成19年（2007年）	3月	・印西市マイバッグ普及促進協力店制度開始（協力店12店）
	4月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を4円/kgとする。【P23参照】 ・資源物収集によるカン類の売却開始
	7月	・印西市、白井市、印旛村、本埜村にて指定ごみ袋統一
平成20年（2008年）	1月	・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例施行【P29参照】
	4月	・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例による重点区域での過料徴収開始 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を2円/kgとする。【P23参照】

平成21年（2009年）	3月	・印西地区環境整備事業組合へ塵芥処理事務の一部（収集運搬業務）を移管
	4月	・印西地区ごみ処理基本計画の改訂（印西地区環境整備事業組合）
		・有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を5円/kgとする。 【P23参照】
	6月	・家電リサイクル法対象品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加 ・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が21円/kgから250円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合）
平成22年（2010年）	3月	・印西クリーンセンター次期中間処理施設整備検討委員会の設置（印西地区環境整備事業組合）
		・印旛村、本埜村を編入し、新印西市となる。 ・課名をクリーン推進課に変更 ・印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正 ・印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例を改正 ・印西市不法投棄監視員設置要綱を改正 ・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正
	4月	・印西市有価物集団回収奨励金交付要綱を改正 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *団体への奨励金を6円/kgとする。 【P23参照】
	9月	・第1回クリーン印西推進運動統一美化キャンペーンの実施【P28参照】
平成23年（2011年）	1月	・不法投棄物協働撤去事業の開始
	3月	・東日本大震災による廃棄物の受入のため、仮置場を設置 *印西市草深1619-1 滝野プラザ南側空地約4ha 都市再生機構所有地 受入総量約720t
平成24年（2012年）	3月	・都市廃棄物空気輸送事業を中止
	7月	・第2次印西市ごみ減量計画の策定
平成25年（2013年）	3月	・生ごみ処理機・剪定枝粉碎機の貸出事業開始
	4月	・有価物集団回収奨励金交付要綱を改正 ・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収品目にペットボトルを追加する。
平成26年（2014年）	4月	・多量排出事業者へ説明会を初めて開催
	12月	・次期中間処理施設対策室を設置
	4月	・大型生ごみ処理機実証実験開始
		・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が250円/10kgから260円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合）
平成27年（2015年）	6月	・廃棄物減量等推進員制度開始
	10月	・ごみを減らす暮らしづくり講演会開催
	2月	・使用済小型電子機器等の拠点回収開始
	8月	・携帯電話スマートフォン用アプリによる ごみ分別等の情報「さんあ〜る」の配信開始
	10月	・3R推進シンポジウム開催

平成28年（2016年）	4月	・資源物とごみの分け方出し方改訂 ・スプレー缶の排出方法を資源物に変更
平成29年（2017年）	3月	・印西市災害廃棄物処理計画策定 ・ごみ減量化モデル地区事業実施要領施行
	9月	・事業系廃棄物適正処理パンフレット発行
	11月	・子ども服リユース事業「おさがりマルシェ」実施
平成30年（2018年）	1月	・廃棄物減量等推進員印西市表彰等推薦基準策定
	4月	・クリーン推進班を推進係に、不法投棄対策班を不法投棄対策係に変更
平成31年（2019年）	1月	・減量啓発映像制作、公開開始
	3月	・印西地区ごみ処理基本計画策定
令和元年（2019年）	10月	・印西クリーンセンターの事業系一般廃棄物処理手数料が260円/10kgから270円/10kg（税込）となる。（印西地区環境整備事業組合） ・台風15号による災害廃棄物約10トン进行处理
令和2年（2020年）	1月	・印西市廃棄物減量等推進員感謝状贈呈式を実施
令和3年（2021年）	3月	・第3次印西市ごみ減量計画策定
	6月	・いんざい環境フェスタをオンラインで開催 *令和2年度はコロナ禍に配慮して中止
令和4年（2022年）	3月	・印西市マイバッグ普及促進協力店制度終了 ・印西市食品ロス削減協力店登録制度開始
	12月	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」外国語対応開始
令和5年（2023年）	3月	・印西市災害廃棄物処理計画改定 ・印西地区ごみ処理基本計画策定
	4月	・有価物集団回収奨励金制度を改正 *回収業者への奨励金を3円/kgとする。 【P23参照】
		・印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の改正 *生ごみ処理容器、生ごみ処理機への補助率を1/2とし、せん定枝粉碎機への補助（補助率1/2、補助上限金額40,000円）を開始 【P24参照】
	10月	・リユースプラットフォーム「おいくら」連携開始

(2) 清掃事業費の推移

各年度決算値

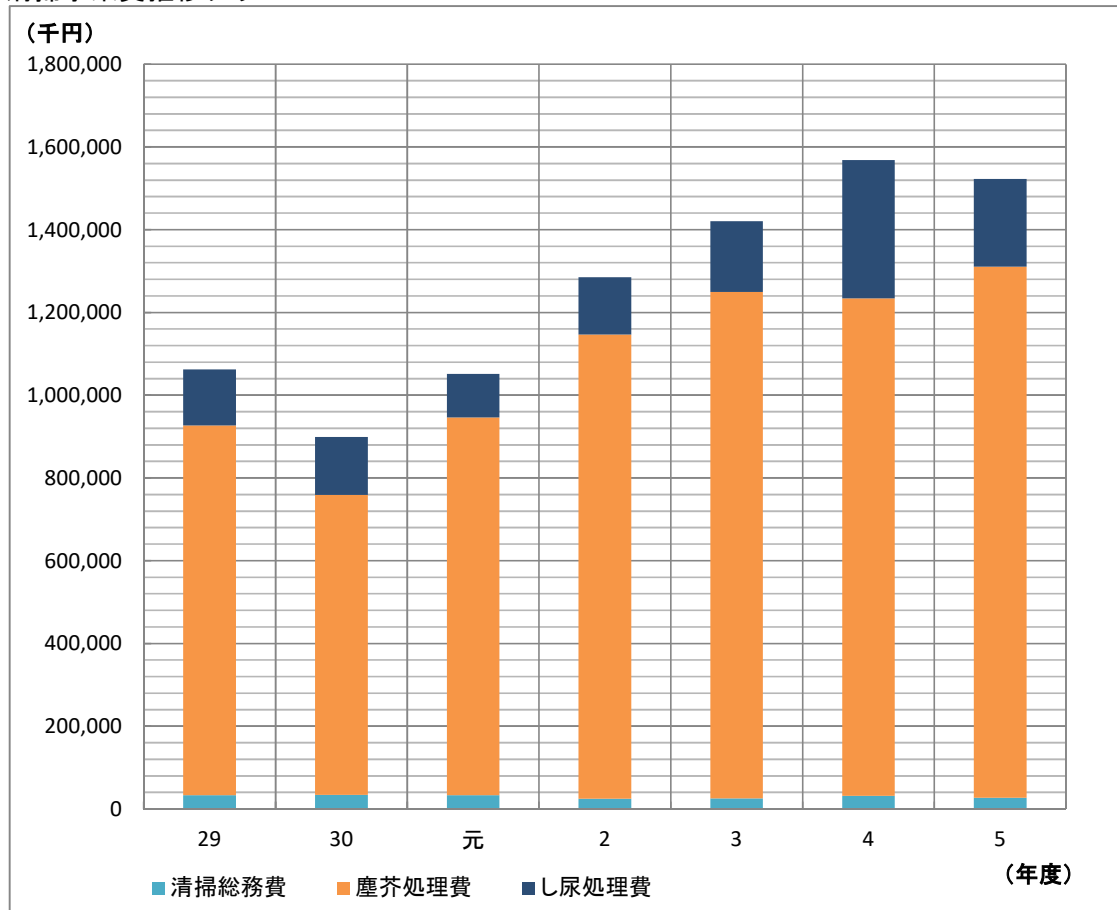
(単位：千円)

年度	一般会計 歳出額 (A)	4款2項 清掃費	1目 清掃総務費	2目 塵芥処理費	3目 し尿処理費
29	33,578,206	1,062,285	33,715	893,321	135,250
30	34,012,148	898,779	34,298	724,712	139,770
元	34,297,842	1,051,191	33,695	912,679	104,818
2	54,731,505	1,284,642	24,939	1,121,476	138,227
3	42,462,374	1,420,723	25,968	1,223,225	171,531
4	46,718,348	1,568,286	31,963	1,201,929	334,394
5	49,421,855	1,522,741	27,132	1,283,622	211,988

※千円未満は切り上げのため、目の合計が項の数値と一致しない場合あり。

清掃総務費・・・ごみ減量化・再資源化推進事業、不法投棄対策に要する経費など
 塵芥処理費・・・印西地区環境整備事業組合負担金（共通経費、衛生費、次期施設
 建設費、余熱利用施設費、最終処分場費、元利償還金、予備費）
 など
 し尿処理費・・・印西地区衛生組合負担金（経常経費、建設事業費）

◎清掃事業費推移グラフ



(3) 年度別ごみ排出量推移

◎一般廃棄物排出量推移

(単位：排出量(kg), 原単位(g))

年度	人口	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源物		合計	
			原単位		原単位		原単位		原単位		原単位
29	99,133	23,581,250	652	581,760	16	1,190,310	33	5,862,647	162	31,215,967	863
30	101,406	24,331,860	657	574,120	16	1,297,770	35	5,792,100	156	31,995,850	864
元	103,794	25,405,320	669	619,770	16	1,430,090	38	5,864,488	154	33,319,668	877
2	106,080	26,067,370	673	648,740	17	1,406,810	36	6,091,587	157	34,214,507	884
3	108,141	26,135,820	662	602,430	15	1,295,440	33	6,126,602	155	34,160,292	865
4	110,208	26,539,500	660	534,440	13	1,192,360	30	5,978,688	149	34,244,988	851
5	111,109	25,787,890	634	514,060	13	1,153,230	28	5,746,886	141	33,202,066	816

*1 人口は、住民基本台帳人口(外国人住民(登録)含む。)で各年度末現在。

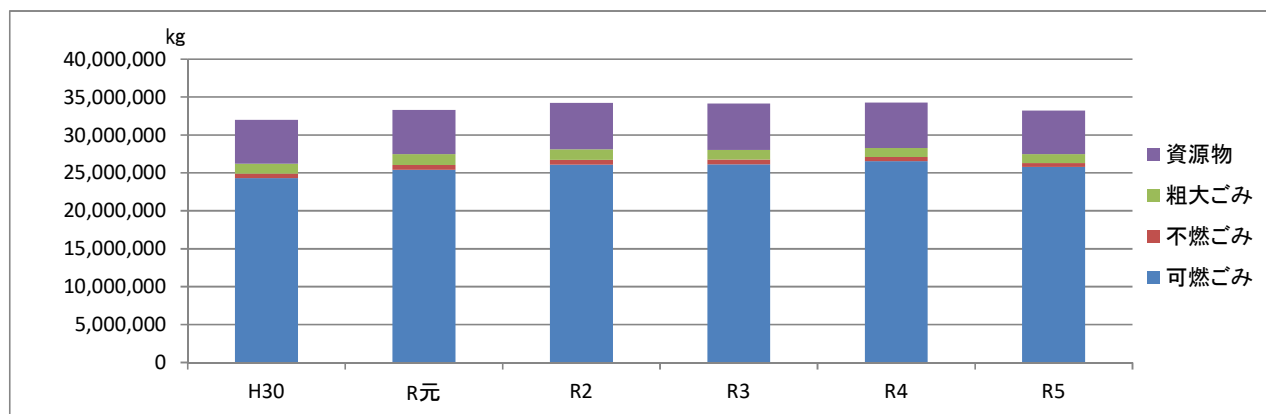
*2 原単位とは、1人1日当りのごみ排出量(単位：g)

*3 「資源物」には、有価物集団回収量及び廃食油回収を含む。

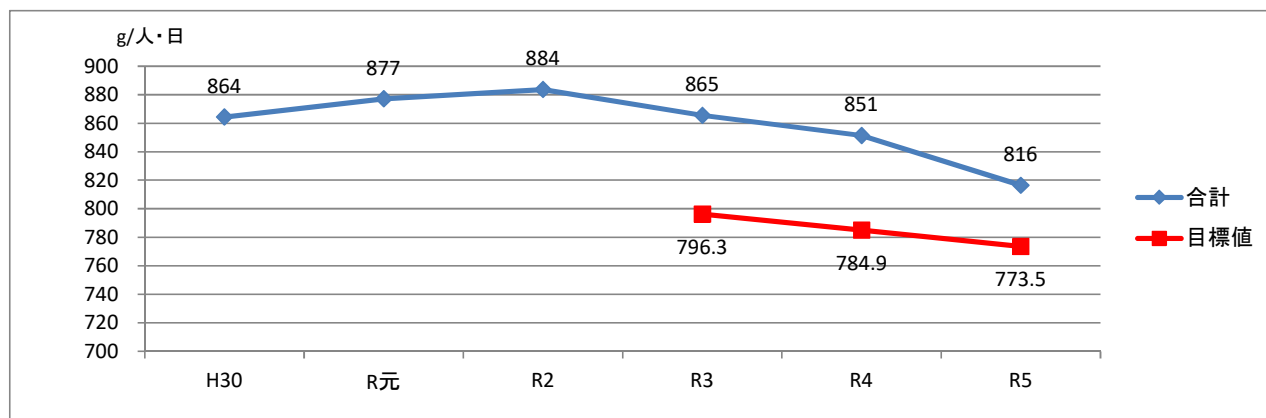
*4 原単位は、四捨五入により、内訳の積上げと合計が一致しない場合あり。

※R元年度、R5年度は年間366日

◎年度別排出量推移グラフ



◎年度別合計原単位推移グラフ



◎家庭系一般廃棄物排出量推移

(単位：排出量(kg), 原単位(g))

年度	人口	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		資源物		合計	
			原単位		原単位		原単位		原単位		原単位
29	99,133	16,842,240	465	567,870	16	1,187,430	33	5,862,647	162	24,460,187	676
30	101,406	17,113,610	462	558,790	15	1,296,770	35	5,792,100	156	24,761,270	669
元	103,794	17,918,010	472	609,260	16	1,427,120	38	5,864,488	154	25,818,878	680
2	106,080	18,810,030	486	637,320	16	1,401,440	36	6,091,587	157	26,940,377	696
3	108,141	18,877,690	478	591,160	15	1,294,050	33	6,126,602	155	26,889,502	681
4	110,208	18,832,800	468	526,680	13	1,189,780	30	5,978,688	149	26,527,948	659
5	111,109	18,389,940	452	505,100	12	1,150,960	28	5,746,886	141	25,792,886	634

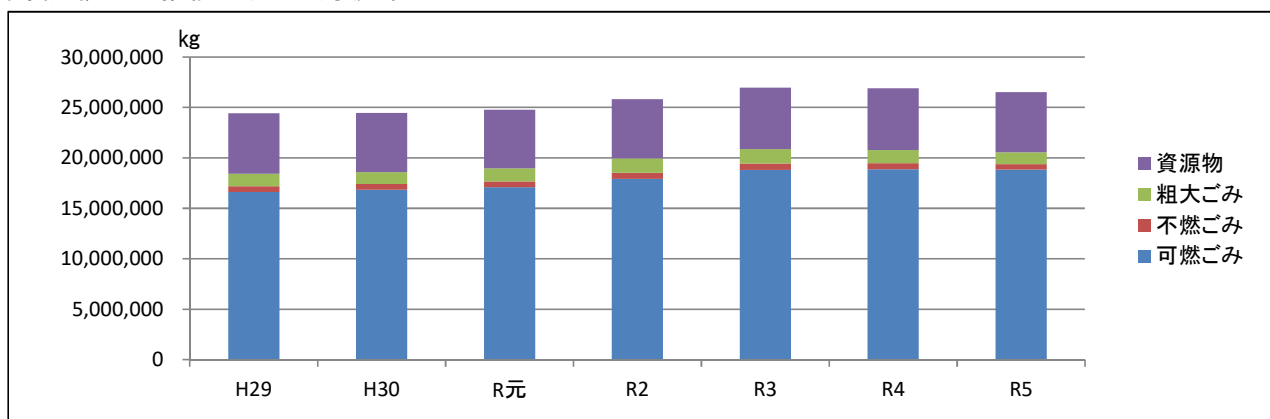
*1 人口は、住民基本台帳人口(外国人住民(登録)含む。)で各年度末現在。

*2 原単位とは、1人1日当りのごみ排出量(単位：g)

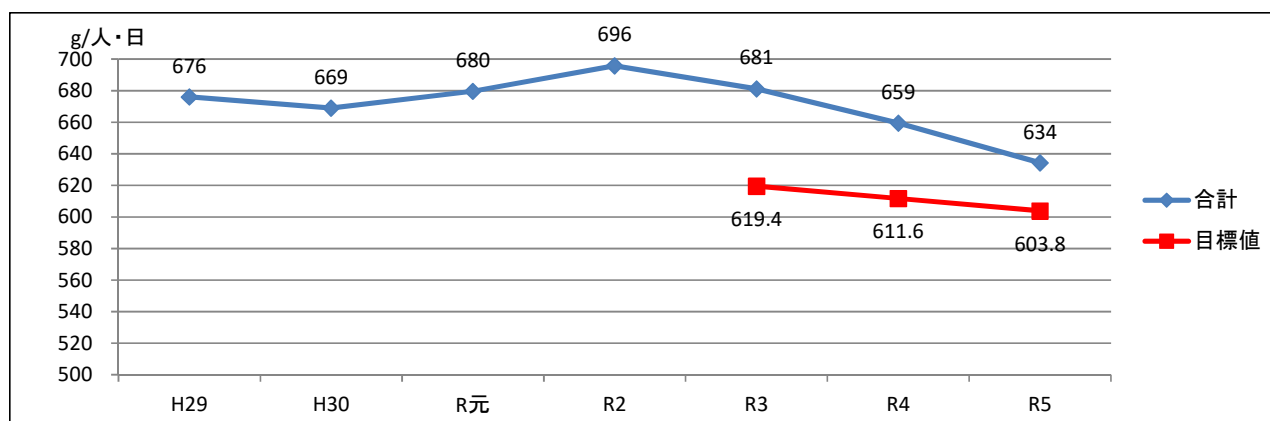
*3 「資源物」には、有価物集団回収量及び廃食油回収を含む。

*4 原単位は、四捨五入により、内訳の積上げと合計が一致しない場合あり。

◎年度別排出量推移グラフ(家庭系)



◎年度別合計原単位推移グラフ

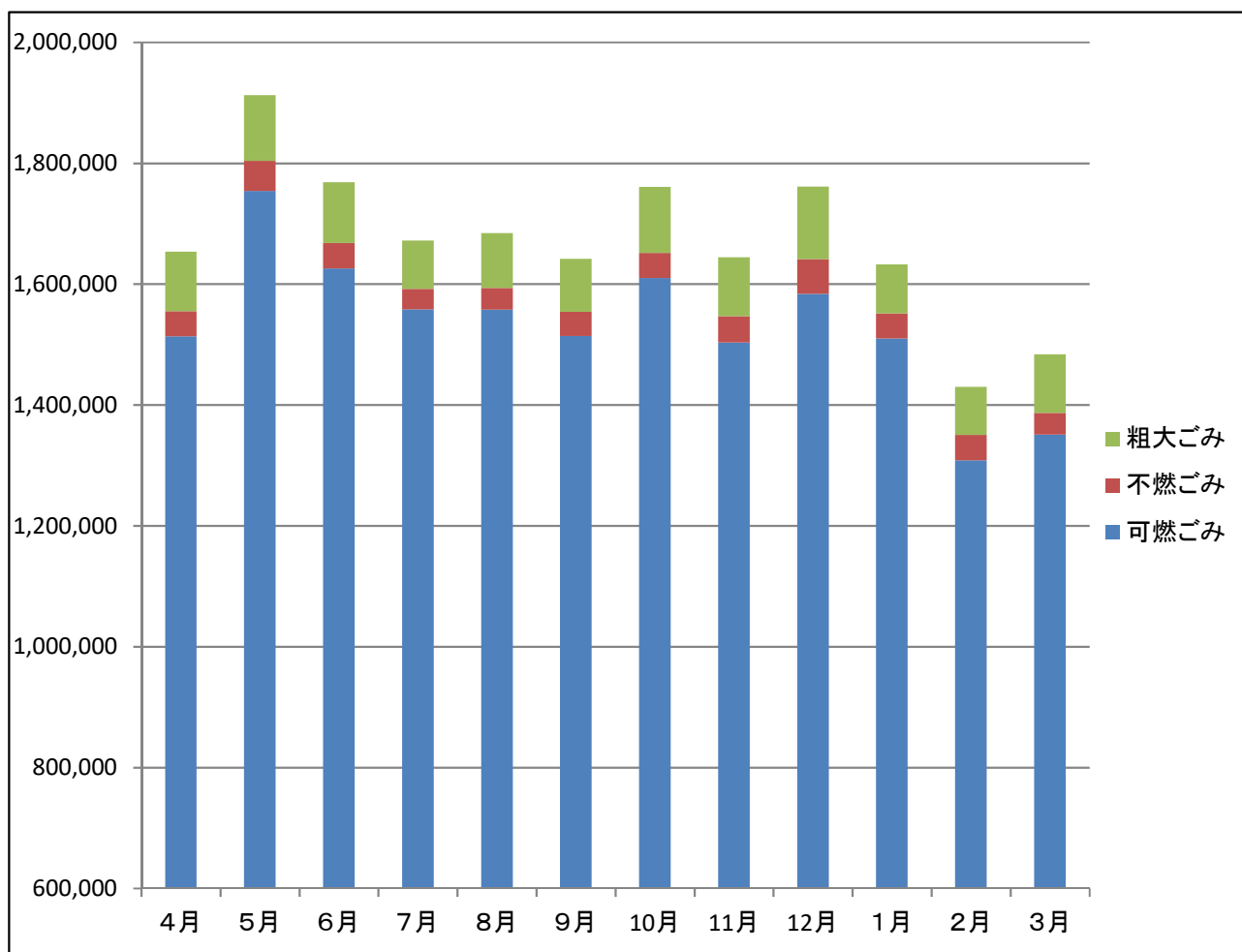


◎令和５年度 月別家庭系ごみ収集量

(単位：kg)

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
４月	1,513,710	41,470	98,590	1,653,770
５月	1,754,120	49,950	108,660	1,912,730
６月	1,625,980	41,900	100,560	1,768,440
７月	1,558,070	34,020	80,050	1,672,140
８月	1,557,740	35,960	90,490	1,684,190
９月	1,513,920	39,930	88,140	1,641,990
10月	1,609,730	41,840	109,360	1,760,930
11月	1,503,480	43,450	97,630	1,644,560
12月	1,583,830	57,310	119,930	1,761,070
１月	1,509,940	41,480	81,070	1,632,490
２月	1,308,450	41,790	79,470	1,429,710
３月	1,350,970	36,000	97,010	1,483,980
合計	18,389,940	505,100	1,150,960	20,046,000

◎月別家庭系ごみ収集量推移グラフ



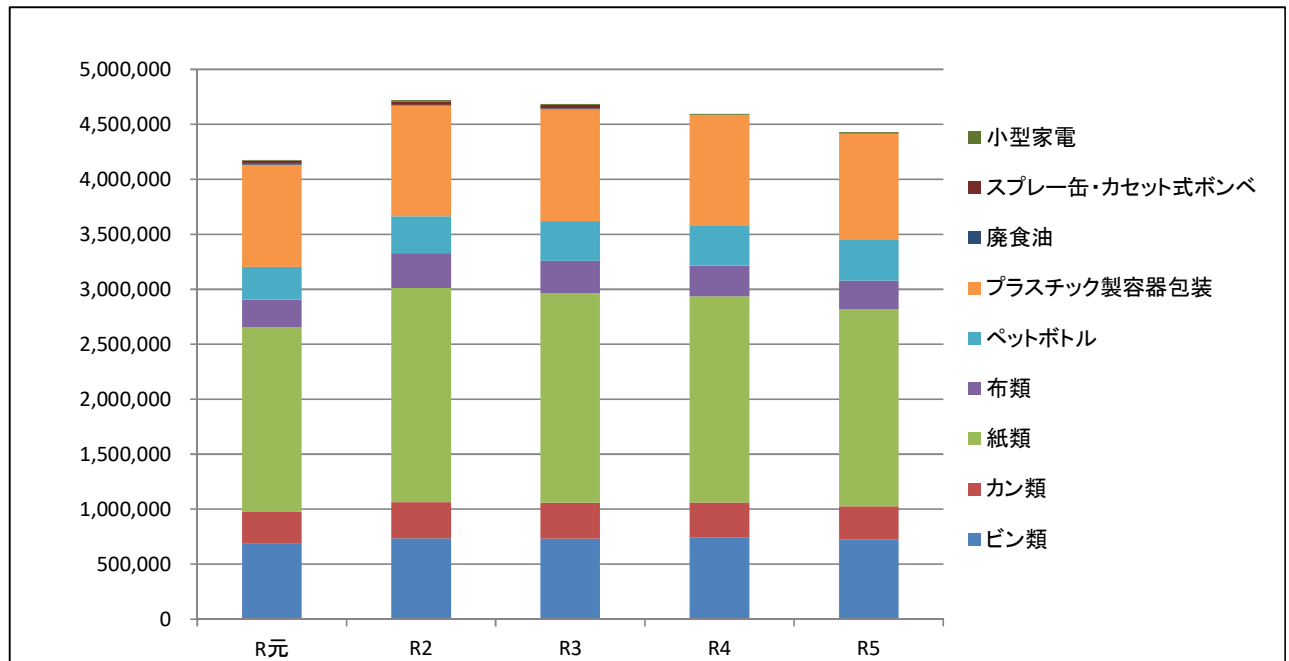
○資源物収集量内訳

(単位：kg)

	R元	R2	R3	R4	R5
ビン類	684,990	736,280	732,070	740,820	722,920
カン類	294,250	329,110	324,900	320,170	303,290
紙類	1,674,500	1,943,730	1,909,600	1,875,120	1,791,880
布類	253,140	321,090	293,920	278,750	260,360
ペットボトル	295,420	333,870	359,310	367,630	370,600
プラスチック製容器包装	932,380	1,005,770	1,017,150	1,004,230	968,000
廃食油	7,430	7,470	6,165	6,300	6,120
スプレー缶・カセット式ボンベ	28,948	32,750	31,960	31,670	31,970
小型家電	5,753	9,389	9,357	9,364	10,332
合計	4,176,811	4,719,459	4,684,432	4,634,054	4,465,472

*1 家庭系一般廃棄物で、有価物集団回収分を除く

◎資源物収集量推移グラフ



○資源物出荷量内訳

(単位：t)

		R元	R2	R3	R4	R5
ビン	無色ガラス	250.86	286.68	284.56	265.12	268.92
	茶色ガラス	199.33	193.81	208.47	203.61	192.37
	その他ガラス	219.85	235.66	238.76	236.04	193.53
カン	スチール	119.97	131.08	127.07	124.22	115.82
	アルミ	134.81	161.53	149.67	152.29	151.00
紙	飲料用紙製容器（紙パック）	11.82	14.03	14.42	13.88	13.74
	段ボール	661.46	870.97	894.92	902.00	874.40
	新聞	393.85	370.84	363.31	336.64	305.84
	雑誌・雑がみ	607.59	687.89	636.95	622.60	597.90
ウエス（布類）		252.92	321.09	293.92	278.75	260.36
ペットボトル		269.08	316.59	351.02	356.13	366.80
プラスチック製容器包装		795.03	893.88	914.11	933.93	881.73
廃食油		7.43	7.47	6.17	6.30	6.12
小型家電		5.75	9.39	9.36	9.36	10.33
合計		3,929.75	4,500.91	4,492.71	4,440.87	4,238.86

*スプレー缶は、カンに含む。

◎事業系一般廃棄物排出量推移

(単位：排出量(kg), 日量(t/日))

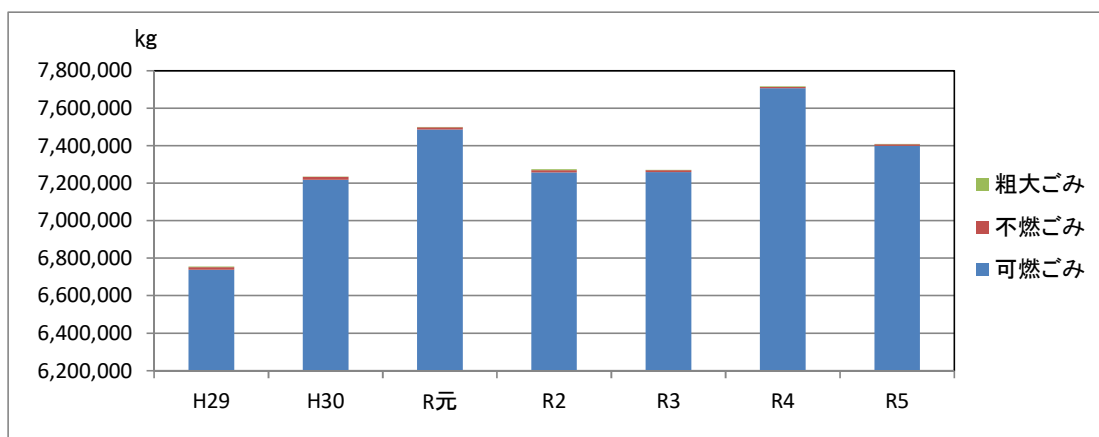
年度	可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		合計	
		日量		日量		日量		日量
29	6,739,010	18.5	13,890	0.0	2,880	0.0	6,755,780	18.5
30	7,218,250	19.8	15,330	0.0	1,000	0.0	7,234,580	19.8
元	7,487,310	20.5	10,510	0.0	2,970	0.0	7,500,790	20.6
2	7,257,340	19.9	11,420	0.0	5,370	0.0	7,274,130	19.9
3	7,258,130	19.9	11,270	0.0	1,390	0.0	7,270,790	19.9
4	7,706,700	21.1	7,760	0.0	2,580	0.0	7,717,040	21.1
5	7,397,950	20.2	8,960	0.0	2,270	0.0	7,409,180	20.2

*1 日量とは、1日あたりのごみ排出量(単位：t/日)

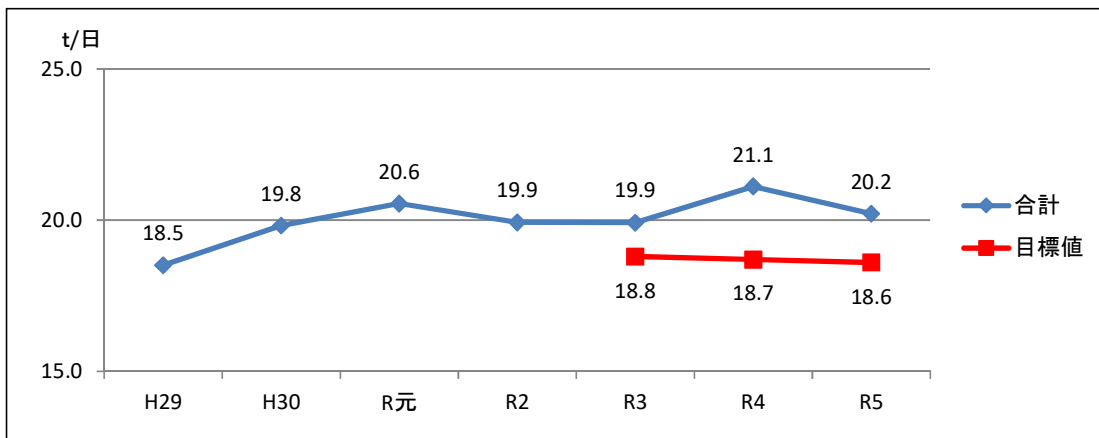
*2 日量は、四捨五入により小数第1位まで表示。

*3 事業所数：平成28年 2,246、令和3年 2,372(令和3年経済センサス-活動調査より)

◎年度別排出量推移グラフ



◎年度別1日あたり排出量推移グラフ



(4) 年度別し尿排出量推移

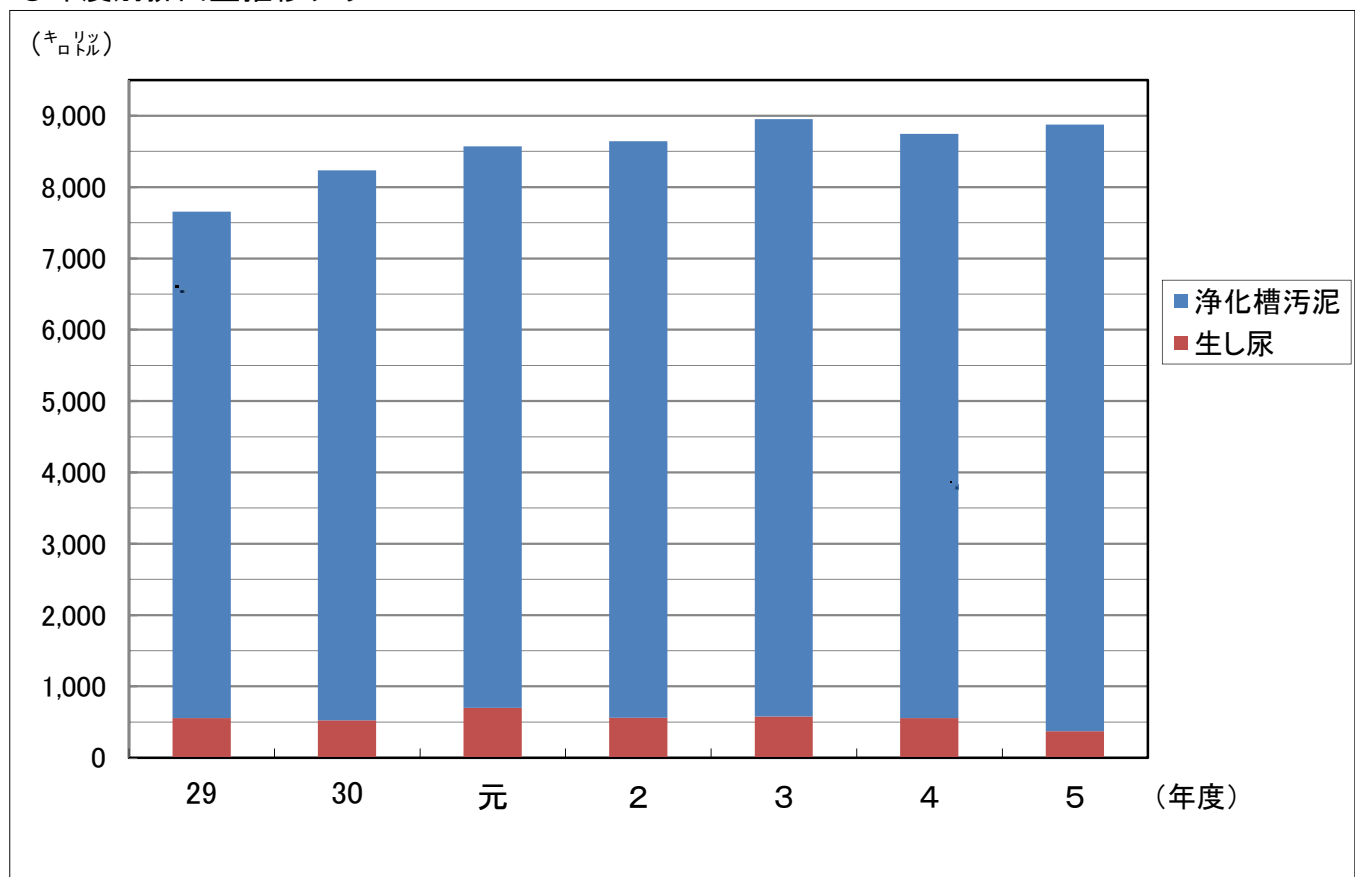
(単位：人、キロリットル)

年度	総人口	世帯数	非水洗化人	浄化槽口	生し尿量	浄化槽汚泥量	総排出量	下水水道水洗化口
29	99,133	38,719	595	17,104	555	7,100	7,655	81,434
30	101,406	40,155	596	18,257	524	7,708	8,232	82,553
元	103,794	41,444	594	18,312	697	7,871	8,568	84,888
2	106,080	42,637	537	18,354	556	8,085	8,641	87,189
3	108,141	43,620	523	19,213	574	8,376	8,950	88,405
4	110,208	44,883	471	19,711	552	8,191	8,743	90,026
5	111,109	45,687	456	20,213	369	8,507	8,876	90,440

*1 人口・世帯数は、年度末により、住民基本台帳人口で、外国人住民（登録）を含む。

*2 一般廃棄物実態調査に基づく。

◎年度別排出量推移グラフ



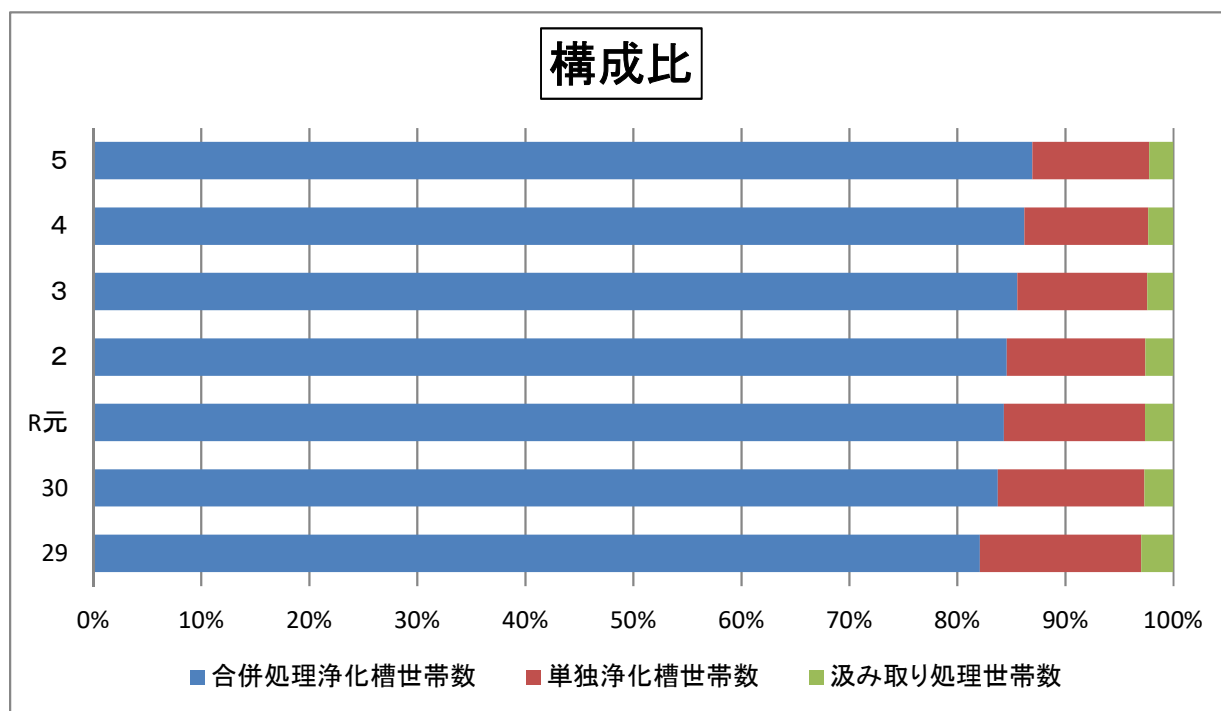
（５）し尿浄化槽設置状況

近年、生活水準の向上などから水洗化が指向されており、し尿浄化槽の設置基数が増加しています。

しかし、し尿浄化槽は、その他維持管理を適正にしなければ臭気・水質汚濁等、生活環境上の問題となるため管理及び指導を強化するとともに、合併浄化槽を普及し、処理水による自然環境保全を図る必要があります。

◎年度別浄化槽世帯数・設置基数

年度	合併処理浄化槽世帯数	単独浄化槽世帯数	汲み取り処理世帯数	合 計
29	5,701	1,037	207	6,945
30	6,347	1,028	203	7,578
R元	6,544	1,014	202	7,760
2	6,580	998	201	7,779
3	7,016	986	198	8,200
4	7,316	973	196	8,485
5	7,626	949	196	8,771



(6) ごみ処理コスト推移

◎収集運搬等コスト

年度	歳入額 (円) A	歳出額 (円) B	収集運搬量 (t) C	コスト (円/t)		備 考
				B ÷ C	(B - A) ÷ C	
30	29,240,654	383,759,546	22,978.76	16,701	15,428	
元	27,594,993	408,981,792	24,123.77	16,953	15,810	
2	19,422,525	461,192,054	25,562.09	18,042	17,282	
3	21,093,300	471,236,672	25,441.17	18,523	17,694	
4	42,434,823	483,349,365	25,177.01	19,198	17,513	
5	38,474,551	486,095,118	24,505.35	19,836	18,266	

*歳入額A：古紙等資源物売払代金＋容器包装リサイクル協会によるペットボトル等の有償入札拠出金

*歳出額B：塵芥収集委託料等

◎印西クリーンセンター維持管理コスト

年度	歳入額 (円) A	歳出額 (円) B	搬入量 (t) C	コスト (円/t)		備 考
				B ÷ C	(B - A) ÷ C	
30	337,303,499	1,670,788,877	47,080	35,488	28,324	
元	356,683,051	1,714,189,665	48,690	35,206	27,881	
2	361,830,075	1,794,496,000	49,772	36,054	28,785	
3	368,270,635	1,848,136,601	49,397	37,414	29,959	
4	374,445,244	1,892,149,676	48,937	38,665	31,013	
5	367,372,801	2,003,947,000	47,598	42,101	34,383	

*歳入額A：ごみ処分手数料＋有価物売払代金

*歳出額B：清掃総務費＋塵芥処理費

(7) し尿処理コスト推移

◎処理コスト

(単位：円・キロリットル)

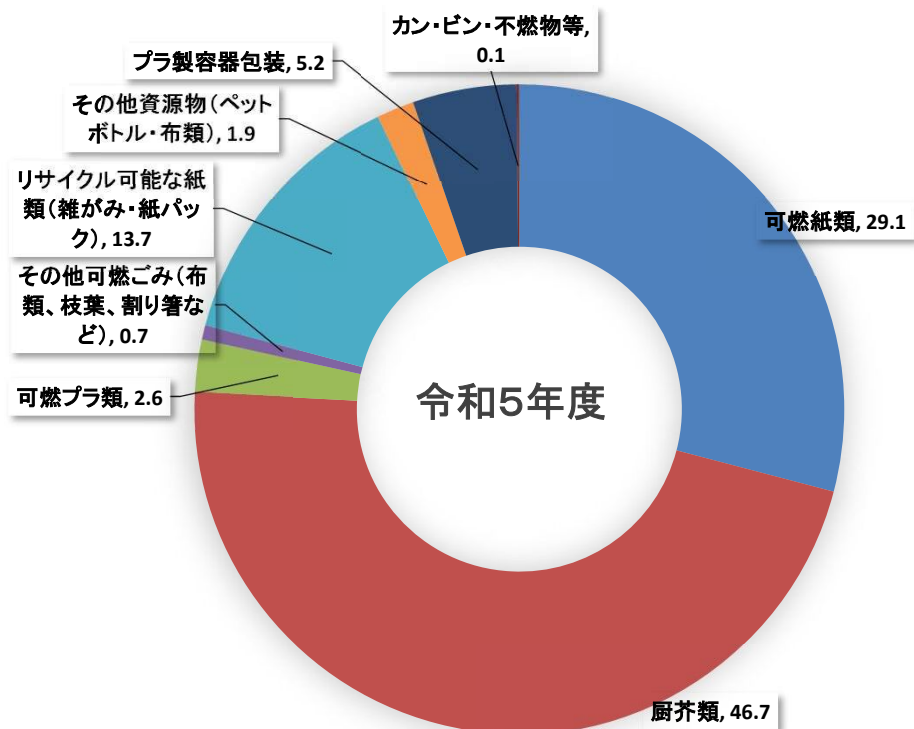
年度	歳入額 A	歳出額 B	差引額 C	収集量		コスト (円/キロリットル) C ÷ (D + E)
				し尿 D	浄化槽 E	
30	40,000	139,770,000	139,730,000	524	7,708	16,974
元	40,000	104,818,000	104,778,000	697	7,871	12,229
2	40,000	138,227,000	138,187,000	556	8,085	15,992
3	40,000	171,531,000	171,491,000	574	8,376	19,161
4	40,000	334,394,000	334,354,000	552	8,191	38,242
5	40,000	211,988,000	211,948,000	369	8,507	23,879

*歳出額B：印西地区衛生組合負担金決算額

4. 可燃ごみの組成割合

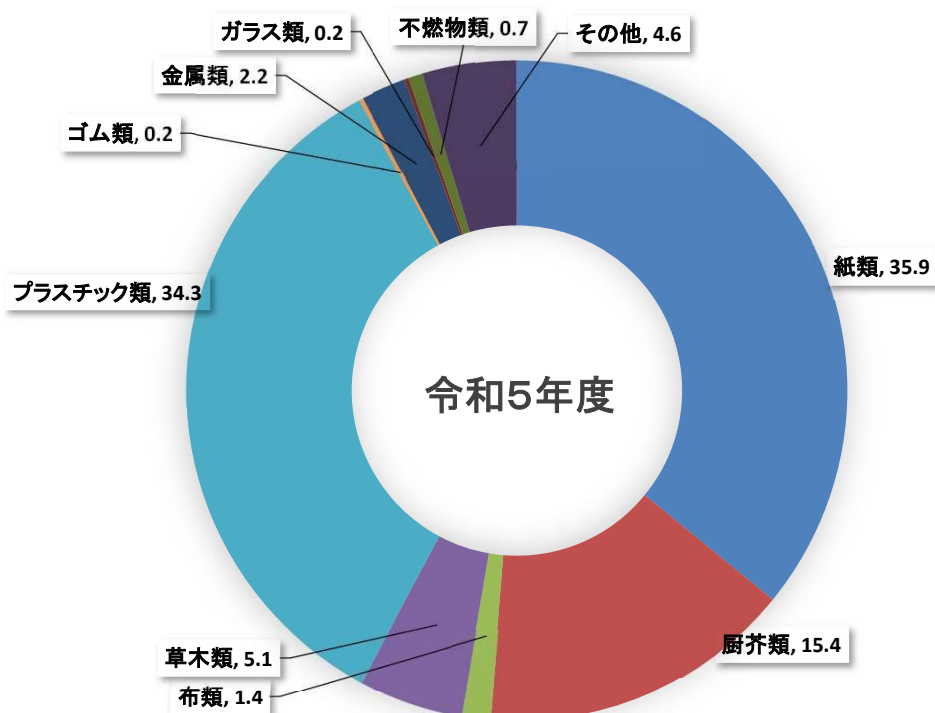
(1) 家庭系可燃ごみ組成分析 (%)

市では、環境整備事業組合と協力して、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査を実施しています。調査は、全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析しています。



(2) 印西クリーンセンター焼却炉ごみ質分析 (%)

印西クリーンセンターでは、焼却炉に搬入される可燃ごみ（家庭系・事業系）を攪拌後、ごみ質分析を実施しています。



5. 資源化事業

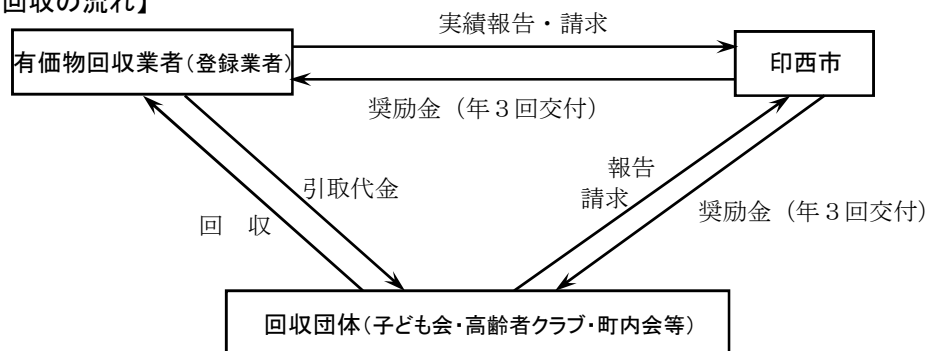
(1) 有価物集団回収奨励金事業

市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成元年度から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進しています。

この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め生活環境の保全と向上を目的に、子ども会・高齢者クラブ・町内会等の団体が、有価物回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものです。

*有価物…紙類・繊維類・ビン類・金属類・ペットボトル

【有価物回収の流れ】



*令和5年度団体単価…回収量1kgにつき6円

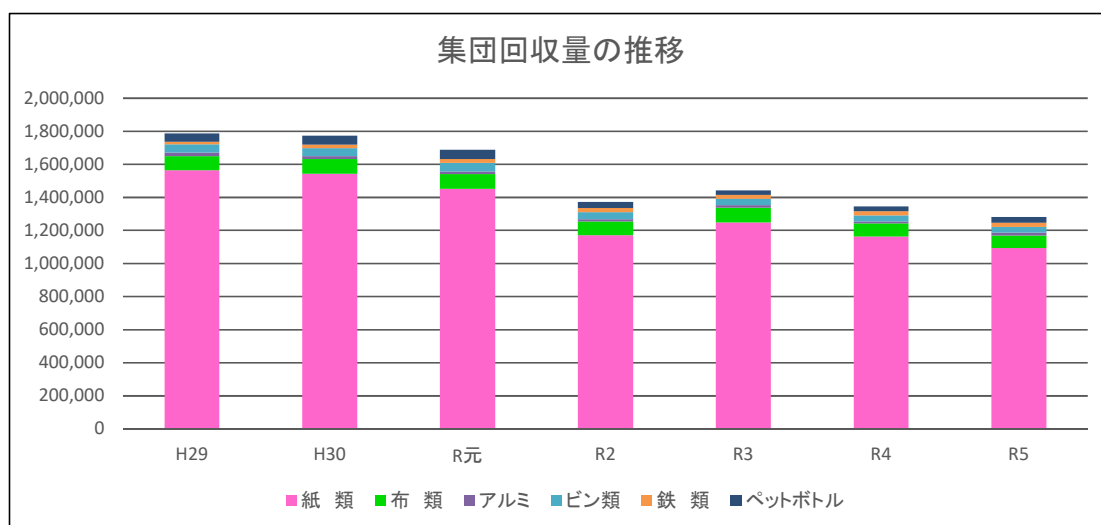
*令和5年度業者単価…回収量1kgにつき3円

◎集団回収量の推移

(単位：kg・円)

年度	実施団体数	紙類	布類	アルミ	ビン類	鉄類	ペットボトル	合計	奨励金
H29	121	1,564,261	84,050	22,494	50,686	14,292	51,648	1,787,431	14,298,028
H30	117	1,543,570	87,485	17,615	49,794	20,851	55,487	1,774,802	14,195,896
R元	110	1,452,020	88,785	16,506	52,192	23,627	54,547	1,687,677	13,499,936
R2	99	1,172,391	82,894	13,622	43,362	22,742	37,117	1,372,128	10,976,814
R3	97	1,249,603	87,290	15,701	38,529	23,237	27,810	1,442,170	11,537,360
R4	97	1,164,366	78,723	12,145	35,574	26,173	27,653	1,344,634	10,756,492
R5	96	1,092,268	78,480	16,791	33,249	25,914	34,712	1,281,414	11,532,141

※ 令和2年度は、期割を見直したことにより11か月分の数値となっている。



(2) 生ごみ減量化事業

市では、「印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱」に基づき、生ごみ処理容器、生ごみ処理機及びせん定枝粉碎機を購入し、設置した家庭に対し補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を図っています。

【補助内容】

＊生ごみ処理容器 購入金額の2分の1、1容器につき3,000円を限度とし1世帯2容器まで。

ただし、50ℓ以下の容器については4容器まで。

＊生ごみ処理機 購入金額の2分の1、1基につき40,000円を限度とし1世帯1基まで。

＊せん定枝粉碎機 購入金額の2分の1、1基につき40,000円を限度とし1世帯1基まで。

◎生ごみ処理容器等設置補助金交付状況

年度	コンポスト				EM容器	処理機	せん定枝 粉碎機	補助額 (円)	交付 世帯数
	計	130ℓ 未満	190ℓ 以上	230ℓ 以上					
H16	11	3	2	6	3	58		1,983,200	70
H17	10	7	1	2	4	65		2,246,800	76
H18	12	5	4	3	5	40		1,425,800	53
H19	6	5	1	0	12	39		1,423,000	51
H20	20	14	4	2	10	53		1,841,700	74
H21	815	267	217	331	5	165		6,966,750	774
H22	16	11	4	1	2	50		1,928,800	65
H23	30	25	1	4	7	35		1,383,000	62
H24	12	4	3	5	15	32		1,227,300	49
H25	15	12	0	3	3	32		1,149,000	48
H26	12	7	1	4	1	32		1,141,600	44
H27	15	7	1	7	0	37		1,327,100	48
H28	19	12	0	7	4	50		1,582,300	65
H29	18	12	2	4	0	30		1,037,500	45
H30	18	17	0	1	5	33		1,165,200	47
R元	23	15	2	6	2	33		1,197,000	52
R2	16	9	2	5	4	67		1,960,300	83
R3	28	20	5	3	10	92		2,850,000	117
R4	11	9	1	1	1	85		2,594,700	95
R5	20	14	5	1	0	97	9	2,994,500	118

※平成8年度よりEM菌等を使った容器、平成10年度より処理機（機械式処理容器）、

令和5年度よりせん定枝粉碎機に対して補助金を交付しています。

※平成21年度については、合併に伴い旧印旛・本埜分の累計を加えました。

	コンポスト計	130ℓ以上	190ℓ以上	230ℓ以上	減量機	粉碎機	補助額(円)	交付世帯数
旧印旛分	299	96	80	123	58		2,184,850	279
旧本埜分	504	161	136	207	53		2,861,200	426
計	803	257	216	330	111		5,046,050	705

※令和5年度までの累計交付世帯数は、3,480件

6. 施設・許可業者

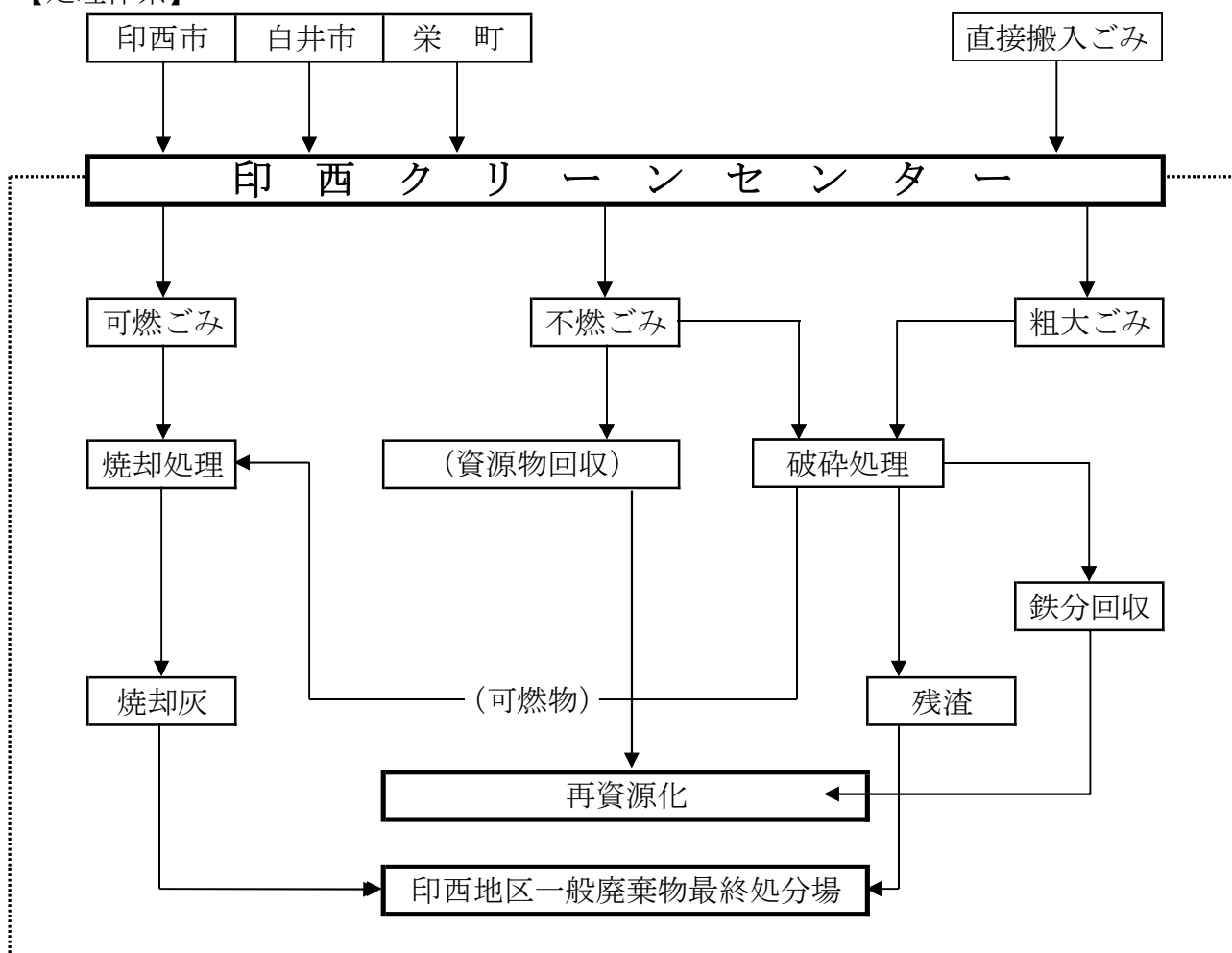
(1) ごみ処理施設

一般廃棄物の中間処理については、一部事務組合である印西地区環境整備事業組合が事務分担し、印西市・白井市及び栄町の一般廃棄物を「印西クリーンセンター」において、焼却・破碎処理しています。

【施設概要】

名 称	印西クリーンセンター	着 工	S58年 9月/焼却施設
事業主体	印西地区環境整備事業組合		S59年 7月/粗大施設
所 在 地	印西市大塚1丁目1番地		H 8年 3月/3号焼却炉増設
敷地面積	24,968㎡	竣 工	S61年 3月
処理能力	焼却施設300t/日(100t/日×3基)		H11年 3月/3号焼却炉
	粗大ごみ処理施設50t/5h(1基)	設計施工	日本鋼管(株)

【処理体系】



(2) ごみ収集運搬許可業者

令和6年3月31日現在

	業者名	住所	電話番号
1	(有) 渡辺新生興業	印西市大森2476-11	0476-42-4788
2	千葉クリーン(株)	印西市別所61	0476-42-3133
3	千葉北部環境整備(有)	印西市平岡283-47	0476-42-2716
4	(有) 鎌ヶ谷紙業	鎌ヶ谷市東中沢2-23-54	047-445-2168
5	船橋興産(株)	船橋市高瀬町31-2	047-433-5581
6	(株) 環境美装	富里市七栄533-78	0476-93-5246
7	(有) クリーン・ワールド	印西市大森3270-1	0476-40-2655
8	(株) ヤマウチ	船橋市三咲3-6-13	047-448-5486
9	(株) 印旛共進	印西市小林北5-4-3	0476-97-5379
10	共同リサイクル(株)	成田市三里塚光が丘1-862	0476-35-2635
11	(有) 石川産業	印西市竹袋254-8	0476-42-8909
12	(株) 本埜共進	印西市本埜小林26	0476-97-1146
13	(有) 総合環境サービス	我孫子市布佐3398	0476-42-6100
14	(株) サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町289-1	043-423-3629
15	(株) 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷8-1-33	047-443-0903
16	(株) マルトシ	東金市山田1315-1	0475-53-4055
17	(有) 丸山クリーン	佐倉市先崎909	043-487-4392
18	(有) 印旛清掃	印西市鎌苅386	0476-99-1591
19	(株) 北辰産業	四街道市四街道1544-2	043-489-7969
20	本埜クリーンサービス	印西市下井68-5	0476-97-3838
21	(株) 北総フォレスト	印西市岩戸3298-1	0476-80-5211

(3) し尿処理施設

し尿処理は、一部事務組合である印西地区衛生組合が事務分担し、印西市・栄町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を、印西地区衛生組合衛生センターで共同処理しています。

【施設概要】

名称：印西地区衛生組合衛生センター 着 工：H2年6月
 事業主体：印西地区衛生組合 竣 工：H4年7月
 所在地：印旛郡栄町須賀1997番地の27 施 工：株式会社クボタ
 敷地面積：9,417㎡
 処理能力：32キロリットル／日（し尿2キロリットル・浄化槽汚泥30キロリットル）
 処理方式：高負荷脱窒素処理方式（限外ろ過膜方式）＋ 高度処理

(4) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬許可業者

令和6年3月31日現在

NO	業 者 名	備 考
1	千葉北部環境整備（有） 印西市平岡283-47 〒270-1324 TEL0476-42-2716	
2	ウッドテック（株） 印西市小林3990-1 〒270-1313 TEL0476-97-2551	し尿除く
3	（株）北総クリーンサービス 富里市立沢新田83-3 〒286-0215 TEL0476-93-0877	
4	（株）下総衛生 富里市十倉310-24 〒286-0212 TEL0476-93-1101	

7. その他

(1) クリーン印西推進運動

毎月第1月曜日をクリーン印西推進デーとし、「みんなでつくろう 美しい ふるさと いんざい」をテーマに、市・市民・事業所が一体となり、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とするクリーン印西推進運動を平成6年度より実施。

年度	団体数	延べ参加人数	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	合 計(t)
29	176	39,494	16.52	1.29	17.81
30	171	29,902	9.34	0.86	10.20
元	166	30,424	15.29	0.95	16.24
2	158	25,386	15.17	1.60	16.77
3	150	19,369	13.06	1.36	14.42
4	146	24,052	18.00	0.62	18.62
5	161	22,868	16.75	1.08	17.83

(2) ゴミゼロ運動

関東甲信越静1都10県環境美化運動の日(ゴミゼロ運動)を中心に、統一美化キャンペーンを実施し、空き缶等のごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を図っています。昭和57年度より実施。平成22年度から平成28年度まで、市独自に「秋の統一美化キャンペーン」を実施。

年度	実施日	団体数	参加人数	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	粗大ごみ(t)	処理困難物量(t)	合 計(t)
29	5月28日	185	12,369	16.99	3.26	2.58	1.78	24.61
30	5月27日	191	13,231	19.18	3.49	1.69	1.89	26.25
元	5月26日	193	12,825	15.01	2.92	1.92	1.19	21.04
2	「新型コロナウイルス感染症」の影響により中止。							
3	「新型コロナウイルス感染症」の影響により中止。							
4	5月29日	135	8,285	9.67	2.78	1.27	2.10	15.82
5	5月28日	151	9,139	10.50	2.20	1.18	1.07	14.95

(3) 不法投棄防止事業

市内において場所や時間帯を問わずゲリラ的に発生する不法投棄行為に対し、パトロールの実施のほか、不法投棄監視員を配置し、未然防止に努めるとともに、不法投棄物の早期発見・早期対応により快適な生活環境を保全し、「不法投棄しにくい」環境づくりを目指しています。平成22年度より不法投棄物協働撤去事業を開始。

年度	パトロール実施数(委託)	夜間パトロール実施数(職員)	監視カメラ設置数			不法投棄件数
			固定式	移動式	小型	
29	100回	7回	15台	20台	30台	126件
30	100回	7回	15台	20台	40台	159件
元	100回	7回	15台	20台	50台	149件
2	106回	7回	15台	20台	50台	185件
3	103回	7回	15台	20台	50台	112件
4	100回	7回	15台	20台	50台	92件
5	100回	7回	15台	20台	50台	78件

年度	行為者による投棄物撤去件数
2	6件
3	1件
4	8件
5	1件

(4) 動物死骸収集

路上等に放置された動物（犬・猫等）の死骸を収集し、衛生上好ましい状態に回復しています。

(単位：件)

年度	収集				未収集				件数計
	犬	猫	その他	収集計	犬	猫	その他	未収集計	
29	0	68	66	134	0	10	10	20	154
30	0	69	72	141	0	4	14	18	159
元	0	76	89	165	0	15	20	35	200
2	0	65	88	153	0	15	15	30	183
3	0	46	75	121	0	10	16	26	147
4	0	61	83	144	0	6	7	13	157
5	0	54	82	136	0	12	4	16	152

※未収集とは、発見できず回収できなかった件数。

(5) 歩行喫煙、ポイ捨て等防止事業

市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となり、きれいなまちづくりを推進するために取り組み、清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し、平成20年1月15日に「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」を施行し、事業を実施しています。

平成20年4月1日より、千葉NT中央駅付近を重点区域と定め、過料徴収を開始。

令和2年1月1日に指定喫煙場所を廃止。

【指導状況】

年度		千葉NT 中央駅付近	印西牧の原・ 印旛日本医大 駅付近	木下駅付近	小林駅付近	その他	計	勤務日数	備考
29	口頭指導	2,171	128	64	58	96	2,517	191日	
	勧告								
	命令	1					1		
	過料	1					1		
	計	2,174	128	64	58	96	2,520		
30	口頭指導	1,682	65	27	5	20	1,799	200日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	1,682	65	27	5	20	1,799		
元	口頭指導	1,398	48	11	2	8	1,467	204日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	1,398	48	11	2	8	1,467		
2	口頭指導	76	15	3	1	0	95	215日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	76	15	3	1	0	95		
3	口頭指導	65	9	2	3	0	79	225日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	65	9	2	3	0	79		
4	口頭指導	89	15	6	0	2	112	182日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	89	15	6	0	2	112		
5	口頭指導	73	32	6	0	0	111	173日	
	勧告								
	命令								
	過料								
	計	73	32	6	0	0	111		